

第4回地域共生社会推進全国サミット in つるが運營業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和4年7月

第4回地域共生社会推進全国サミット in つるが実行委員会

## 1 趣旨

この募集要項は「第4回地域共生社会推進全国サミット in つるが運營業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を、事業者の信頼性、企画力等を総合的に評価し、最も優れたものを業務委託契約の候補者として選定する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 委託業務名称

第4回地域共生社会推進全国サミット in つるが運營業務委託

### (2) 委託業務の内容

別紙「第4回地域共生社会推進全国サミット in つるが運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

### (3) 業務履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### (4) 提案上限額

11,111,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告日から参加表明書の提出期間の末日までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 政治団体若しくはこれらに類する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (8) (6)又は(7)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (9) 敦賀市の入札参加資格を有していること、又は、参加表明書提出期限までに入札参加資格申請を完了していること。
- (10) 業として、当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (11) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者でないこと。

#### 4 スケジュール（予定）

- (1) 公募開始及び募集要項等配布期間  
令和4年7月12日（火）から令和4年7月25日（月）午後5時まで
- (2) 本プロポーザルに関する質問書受付期間  
令和4年7月12日（火）から令和4年7月19日（火）午後5時まで
- (3) 質問書に対する回答期限  
令和4年7月21日（木）午後5時までに敦賀市のホームページ上に掲載するとともに、  
令和4年7月25日（月）まで、「12 担当部署」において閲覧することができる。
- (4) 企画提案書類の提出期間  
令和4年7月12日（火）から令和4年7月25日（月）午後5時まで
- (5) プレゼンテーション及び審査  
令和4年8月1日（月）
- (6) 結果通知  
令和4年8月2日（火）

#### 5 申込方法

- (1) 募集要項等の配布  
本募集要項及び関係資料は、以下の場所において配布する。  
また、敦賀市ホームページ (<https://www.city.tsuruga.lg.jp/>) においても公開する。  
ただし、以下の場所における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とする。

ア 所在地 〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市役所 1階

第4回地域共生社会推進全国サミット in つるが実行委員会事務局

（福祉保健部地域福祉課地域共生社会推進室）

イ TEL 0770-22-8118

ウ FAX 0770-22-8163

エ E-mail [summit.tsuruga@ton21.ne.jp](mailto:summit.tsuruga@ton21.ne.jp)

- (2) 質問書の受付及び回答

本業務に関して質問がある場合は、次に定めるところにより行うことができる。

ア 提出様式 質問書（様式第7号）

イ 提出期限 令和4年7月19日（火）まで

ウ 提出先 「12 担当部署」に同じ

エ 提出方法 電子メールのみ

※電子メールのタイトルは「【サミット運營業務質問】（事業者名）」とすること。

オ 回 答 提出された質問の回答は、令和4年7月21日（木）までに敦賀市のホームページで随時公開する。なお、質問に対する回答は本要項及び仕様書を補足する。

カ その他 他社の提案内容や審査員の氏名等、選考の公平性を損なうおそれのある質問には回答しない。

(3) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、持参又は郵送にて、「12 担当部署」に提出すること。

ただし、持参による提出は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）とし、郵送による提出は、配達日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間内に到着したものに限る。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、9部（正本1部、副本8部）を提出すること。（副本は正本のカラーコピー可。）

なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正又は差し替えは一切認めない。

(4) 共同事業体で提案する場合

複数団体に提案する場合、全体の意思決定及び業務管理等に責任を持つ代表構成団体を決め、当該団体が企画提案書類の提出を行うこと。

また、共同事業体で提案する場合、「共同事業体構成表」（様式第3号）を提出するとともに、代表とならない構成団体が代表構成団体へ本プロポーザルの提案及び契約関係に関する一切の権限を委任している旨が記載されている「共同事業体委任状」（様式第4号）を提出すること。

6 企画提案書類の作成要領

対象書類	内容に関する留意事項
(1) 参加表明書 兼企画提案書 (様式第1号)	① 会社名、代表者氏名、所在地、担当者氏名、連絡先を記載すること。 ② A4判1頁とすること。
(2) 参加資格確認事項申告書 (様式第2号)	① 本募集要項の3に掲げる参加資格要件について、該当及び非該当を申告すること。 ② A4判1頁とすること。 ③ 「国税納税証明書」及び「市町村税（都税）証明書」を添付すること。 (いずれも、令和4年4月1日以降に発行され、取得可能な最新の情報が記載されたものに限る。)
(3) 共同事業体構成表 (様式第3号)	① 共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。 ② 共同事業体における、代表構成団体及びその他構成団体の会社名、代表者職氏名等を記載すること。 ③ A4判1頁。ただし、その他構成団体が多数に及ぶ場合はこの限りではない。

(4) 共同事業体 委任状 (様式第4号)	① 共同事業体で提案する場合は、当該様式を提出すること。 ② 共同事業体における、代表構成団体及びその他構成団体の会社名等を記載すること。 ③ A4判1頁。ただし、その他構成団体が多数に及ぶ場合はこの限りではない。
(5) 業務実績書 (様式第5号)	① 過去5年間（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務実績を最大5件まで記載すること。なお、本件業務と類似した業務や、ノウハウを活かすことができる業務を優先的に記載すること。 ② 実績として記載した業務の契約書等の写しを添付すること。 ③ A4判1頁とすること。
(6) 業務企画提案書 (様式自由)	① 別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。 ② 記載にあたり、概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。 ③ A4判（縦横どちらでも可）で作成すること。
(7) 工程計画（実施フロー）・実施体制 (様式自由)	① 実施体制については、事業実施計画の実現性と工程等の適切性を明示すること。 ② A4判2頁以内又はA3判1枚以内とすること。
(8) 見積書 (様式第6号)	① 本業務の実施に必要な経費を税抜きで記載すること。 ② 内訳書（任意様式）を添付し、見積書に記載した金額の内訳をできるだけ詳細に分類して記載すること。 ③ A4判1頁とすること。

## 7 無効となる参加表明書等

次に該当する参加表明書等は無効とする。ただし、この場合においても、「11 その他留意事項」に掲げるとおり提出書類等の返却はしない。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 「3 参加資格要件」各号に定める要件を満たさない者が提出したもの。
- (4) 記載内容に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) この要項に定める手続き以外の手法によって審査員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (6) 見積書の金額が提案上限額を超えているもの。

## 8 企画提案のプレゼンテーションの実施

以下のとおり企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

- (1) 実施日 令和4年8月1日（月）（※詳細については別途通知する。）
- (2) 場所 敦賀市役所（予定）（※詳細については別途通知する。）
- (3) 内容 提出した企画提案書類をもとに説明すること。当日に新しい資料の提出は

認めない。

(4) 持ち時間 35分以内（準備5分、企画提案内容等の説明20分、質疑応答10分）

(5) 出席者 参加者ごとに責任者を含め3人以内とする。

(6) 注意事項

① プロジェクター、スクリーン、パソコン、電源コードは本市にて用意する。その他プレゼンテーションに必要な機器等については、提案者にて用意すること。

② 指定時間に遅れた場合は、失格とする。

③ 参加者による会場内での録音、録画は禁止する。

④ 企画提案のプレゼンテーションは非公開とする。

⑤ 進行は、本市の職員が行い、説明者はその指示に従い説明等を行うこととする。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、プレゼンテーションをWeb会議ツールを用いた実施又は中止とする場合がある。中止の場合は、企画提案書類の審査のみとする。

## 9 審査方法及び結果通知

### (1) 審査方針

第4回地域共生社会推進全国サミット in つるが運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類の審査及びプレゼンテーションにより選考を行う。

### (2) 審査方法

審査は、提案者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等を参考に、別表の審査基準に基づき審査員が点数評価し、審議の上で契約候補者を選定する。

基準点を60点とし、評価点（全審査員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たさない場合は選定の対象としない。

### (3) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、各参加者に対して令和4年8月2日（火）に文書で通知する。なお、電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。

審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

審査の結果は敦賀市ホームページにて公表する。

## 10 契約条件に関する事項

### (1) 契約の方法

契約の締結は、本プロポーザルで選定された契約候補者を優先交渉者とし、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約の方法で委託契約を締結する。なお、企画提案内容（見積金額を含む。）によっては、そのまま契約となるとは限らない。

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがある。

辞退その他の理由により優先交渉者と契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行

う。

(2) 費用の支払い

敦賀市から受託者に支払う本業務の委託料は、業務完了日以後に支払うものとする。

(3) 費用の分担

受託者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、本市はその他一切の費用を負担しない。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザル参加のための費用一式は提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。
- (2) 本件に係る提出書類の一切は返却せず、本件審査以外の目的で提案者に無断で使用しないものとする。ただし、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）に基づく請求がなされた場合は公開されることがある。
- (3) 企画提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案事業者が負うものとする。
- (4) 応募者が1者のみであっても「3 参加資格要件」を満たす者であれば本プロポーザルを実施する。

12 担当部署

第4回地域共生社会推進全国サミット in つるが実行委員会事務局  
(敦賀市福祉保健部地域福祉課地域共生社会推進室)

所在地 〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市役所 1階

TEL 0770-22-8118

FAX 0770-22-8163

E-mail summit.tsuruga@ton21.ne.jp

別表 審査基準

	審査項目	審査基準
1	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任者の位置付け、役割が明確であり、主体的に業務を遂行するために適切な事業計画が組み立てられ、的確な人員・組織体制が整備されているか。</li> </ul>
2	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の業務実績（特に同種・類似業務）は十分か。</li> <li>※共同事業体で提案する場合は、代表構成団体だけでなく、その他構成団体も含むものとする。</li> </ul>
3	企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>敦賀市の現状、事業目的等を十分に理解した内容であるか。</li> <li>仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的な業務内容についての提案がなされているか。</li> <li>業務計画の内容が具体的かつ実現可能なものか。</li> <li>緊急事態や不測の事態への対応が可能なスケジュールとなっているか。</li> </ul>
4	感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意した実施体制となっているか。</li> </ul>
5	見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案上限額以下か。</li> <li>提案内容に対し、適正かつ必要最低限度の見積額となっているか。</li> </ul>